

四日市市告示第73号

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月3日

四日市市長 森 智広

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第161号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助対象の住宅）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（3） 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものにあっては、<u>耐震性が確保されているものであること。</u></p>	<p>（補助対象の住宅）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（3） 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものにあっては、<u>耐震改修工事により耐震性が確保されていること。</u></p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（都市整備部都市計画課）